

信託方式についての検討事項

平成22年6月30日

諸外国の下請債権保全策の導入による効果と課題

諸外国の下請債権保全策	概要	採用国	期待される効果と課題	導入に向けた主な検討事項 (制度改正、費用・事務負担等)
信託方式	工事資金の他目的への流用を禁止 (信託財産化)	米	<ul style="list-style-type: none"> ・工事資金の分別管理を通じた下請債権保全策であるため、基本的には分別管理等に要する事務経費のみで一定の保全効果を期待できる。 ・他方、元請の資金繰りに対する新たな制約となるほか、自己信託の場合には分別管理が徹底されないリスクが残る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には現行の信託法等の枠内で導入可能。ただし、本格導入には信託法等の制度改正の検討が必要。(受益者多数の場合に信託業の免許必要) ・保全すべき請負代金債権の割合、受益権の設定方法、分別管理の方法等について検討が必要。 ・以上を含め、導入に当たっての課題・留意事項を整理した上、国土交通省の直轄工事等で試行。
支払ボンド	元請の下請代金支払を損保等が保証	米 仏 韓	<ul style="list-style-type: none"> ・元請の資金繰りや経理方法への影響がないことに加え、ボンド引受機関の保証により下請代金の確実な保全が期待できる。 ・他方、元請倒産時の支払は引受機関の自己資金となるため、リスクが高く保証料が高額となるほか、引受機関のキャパシティーや与信枠の制約があり、これらの課題のクリアが普及の前提。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書面契約の徹底・出来高払の促進など貸倒れ額の確定・抑制のための制度インフラの整備が前提。 ・その上で、公的再保険など貸倒れが発生した場合の保証機関のリスク軽減策の導入の検討が必要。 ・保証料の負担主体の整理が必要。 ・以上のような課題について、モデル工事を想定して、具体的な検討を進めた上、国土交通省の直轄工事等で段階的に導入を図る。
メカニクスリーエン (ニューヨーク州法系) (ペンシルバニア州法系)	不動産工事の先取特権 (残債務を限度) (二重払い容認)	米	<ul style="list-style-type: none"> ・元請から支払が受けられない場合には、先取特権の行使(競売・優先弁済)により下請債権保全。 ・法制上の手当てが不可欠なほか、競売等を前提とした事後救済型であり、円滑・迅速な救済は期待困難。公共施設は適用除外とせざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の民事法体系では、下請の先取特権は規定されておらず、法律上の手当てが必要。 ・競売の増加等に伴う社会的な混乱の影響について慎重な検討が必要
直接払い方式	発注者が承認した下請に直接払い	仏 韓	<ul style="list-style-type: none"> ・元請から支払が受けられない場合には、発注者による直接払いにより下請債権が保全。 ・発注者が、各下請の出来高を確認する必要があり、発注者の事務負担が大きく増加するため、事務上困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務負担の増大に対応した発注者の体制の増強等が必要だが、実現困難ではないか。

信託方式の試行に当たって整理が必要となる事項

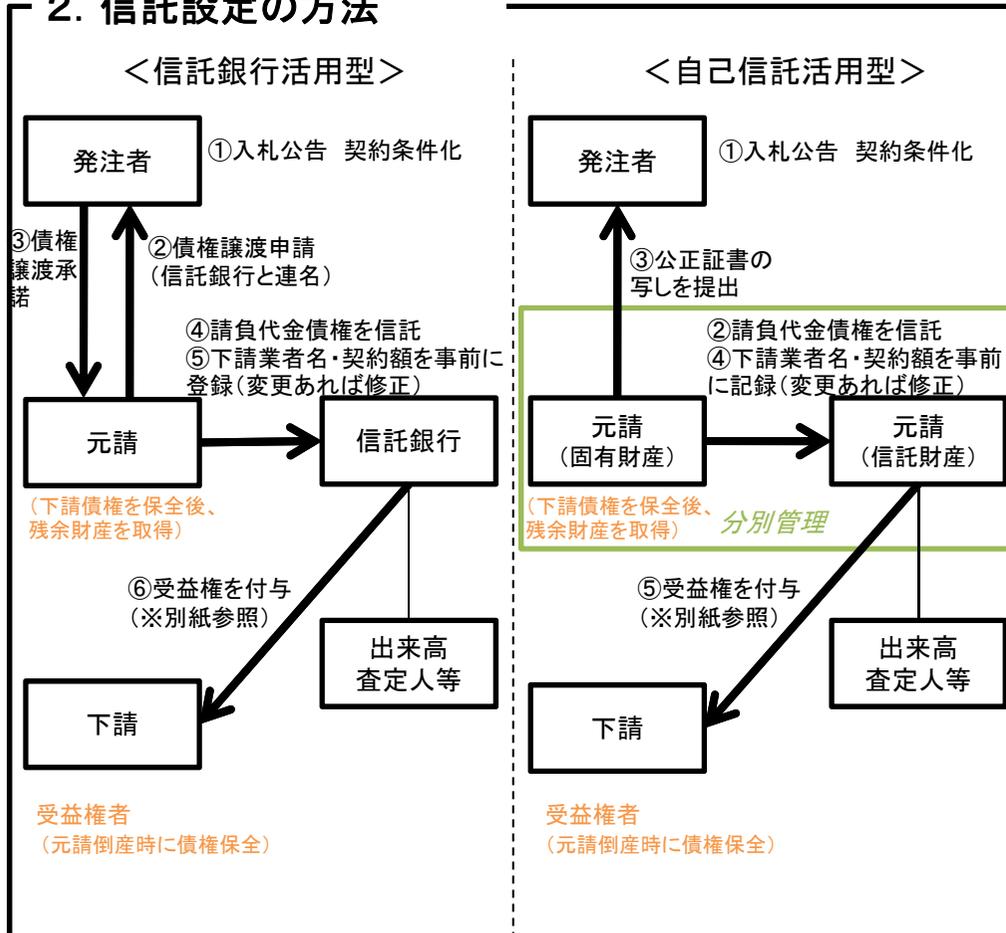
行政側の対応	制度設計上の論点	受注者に求められる対応
<p>○実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・趣旨 ・対象工事の範囲 ・入札公告の記載例 ・発注者・受注者間の契約書・仕様書の特約の記載例 ・受注者から発注者への提出書類等の様式 ・元請・下請間の契約書の特約の記載例 <p>○信託行為のひな形</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部信託とする場合の契約書のひな形 ・自己信託とする場合の公正証書等のひな形 	<p>○保全すべき請負代金債権の割合</p> <p>○受益権の設定範囲・付与の仕方、元請による支払との関係</p> <p>○信託財産の分別管理方法（自己信託の場合）</p> <p>○元請倒産時の出来高査定等の実施主体・受益者代理人</p>	<p>○請負代金の部分的な保全（流用不可）</p> <p>○月次等の下請の出来高査定の確実な実施</p> <p>○経理の方法・システムの対応</p> <p>○倒産時の出来高査定等の実施主体の選定</p>

信託方式を活用した下請債権保全方策の検討状況

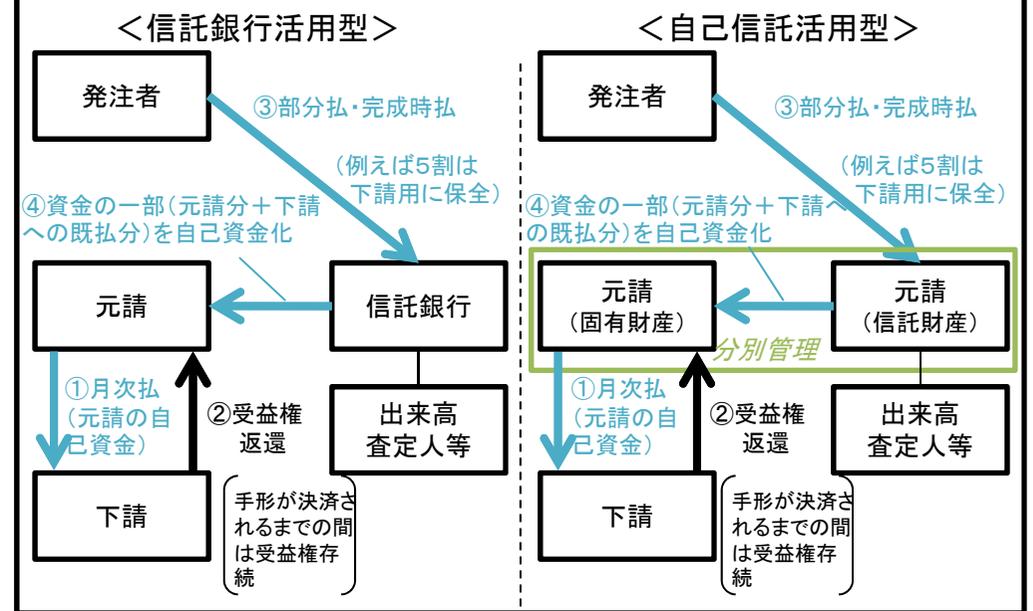
1. 制度設計上の基本姿勢

- ① 発注者・元請・下請の経費や手間はできる限り抑える。
(関係者間でバランス良く負担)
- ② 下請に対する出来高検査など従来の元請の役割はできる限り元請に残す。
- ③ 元請による立替を伴う月次払という良い慣行はそのままに。

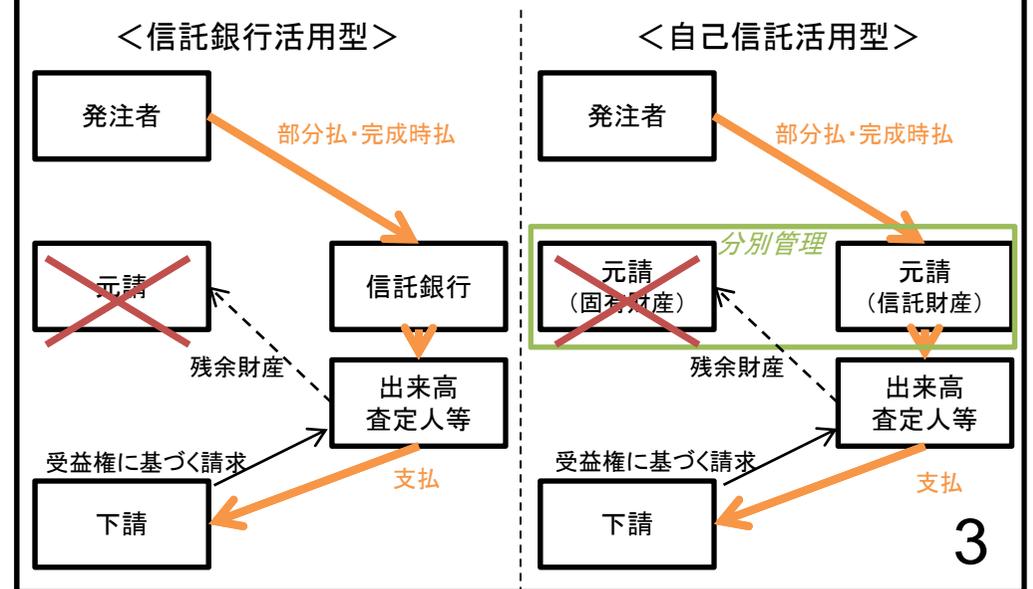
2. 信託設定の方法



3. 通常時の下請代金支払の流れ



4. 元請倒産時の下請代金支払の流れ



保全すべき請負代金債権の割合

【論 点】

- ・ 請負代金のうち、どの程度の割合を下請への支払のために保全することが適切か。

検討の視点

- 下請への外注比率は約50～60%程度。
- 元請の資金繰りが悪化しないよう配慮することが必要。
- 公共工事の前払金(約4割)は現在も別口座で管理。

制度設計の方向性(案)

- 下請への外注比率を参考に、例えば、請負代金額から前払金相当額を除いた額の5割程度を、下請への支払のために保全することとしてはどうか。

<ケース> 請負代金10億円 前払金4割

$(10 - 10 \times 0.4) \times 0.5 = 3$ 億円分の受益権を下請に付与
(残り3億円分の受益権は元請に付与)

- 外注比率に応じた保全割合を設定しておけば、各下請の工程の先後に関わらず、基本的には全体として十分な下請代金が保全されるのではないか。(下請の施工割合が高い場合でも、元請に月次払を求めることで、施工順序の遅い下請への被害を小さくできると考えられる)

受益権の設定範囲

【論 点】

- ・ どこまでの下請を保全対象とすることが適切か。

検討の視点

- 債権保全の必要性和、制度の円滑な導入とのバランスをどう考えるか。
- 対象になる下請が明確になっていないと元請倒産時に受益権をめぐり混乱が生じるおそれ。

制度設計の方向性(案)

- 最終的には保全の必要性の高い2次下請以下も含めることが望ましいが、当面の試行としては、1次下請までを対象とすることとしてはどうか。(元請のみが信託を設定)
- 書面契約及び施工体制台帳により明確になっている下請のみを受益権を受益権付与対象としてはどうか。(元請は下請の名称・契約金額等を記載したリストを管理・更新し、発注者、信託銀行、受益者代理人等に情報提供しておく)

受益権の付与の仕方

【論 点】

- ・ 管財人等との争いを回避するためには、元請倒産時より前に、出来高に応じた受益権を確実に下請に付与しておくことが必要。どのような方法が適切か。

検討の視点

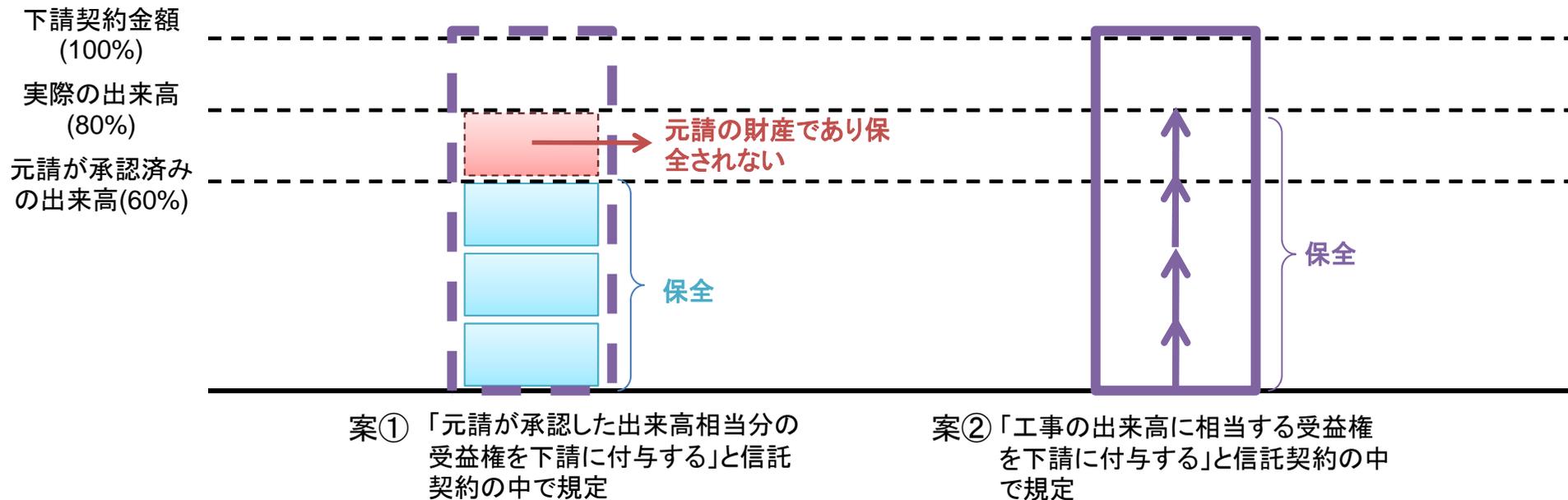
- 下請の受益権は出来高に応じて増加していくので、元請倒産時にそもそも下請にどの程度の受益権が付与されているかが争われるとの指摘があることから、下請に出来高に応じた受益権が付与されていることが明らかになるよう制度設計する必要がある。
- また、上記のように制度設計した場合でも、下請債権の確実な保全のためには、元請が定期的に出来高を査定することにより、債務を随時確定させることが適切である。(元請が債務を承認していないと、受益権の内容が確定していないと争われる可能性あり)

制度設計の方向性(案)

- 出来高に応じた下請債権を保全する観点からは、「工事の出来高に相当する受益権を下請に付与する」(次頁の案②)と信託契約に明確に定めることが適切と考えられる。
- ただし、その場合であっても、元請倒産時の紛争リスクを極小化するため、元請に対して、月次に下請の出来高を確定するよう求めることが適切ではないか。

受益権の付与の仕方

- 下請への受益権の付与の仕方は、あくまで信託契約の中でどう定めるかの問題
- 元請倒産時に受益権の配分をめぐる管財人等との争いを回避できるよう、いかに下請の受益権を確定できるかが制度成否のポイント



- 確実に保全されるならば、案①より案②の方が保全手法としてはベター。
- ただし、案②は「出来高」を誰がどのように決めるかが課題

保全される下請代金

- ア) 月次払等がされておらず、未払いになっている代金債権(案②の場合のみ)
- イ) 月次払等がされていても、
 - － 手形満期前に元請が倒産した場合の手形債権
 - － 出来高確定から実際の支払までの間に元請が倒産した場合の代金債権

出来高査定等の実施主体

【論 点】

- ・ 出来高査定の実施主体としてどのような者が適切か。費用をどう負担するか。

検討の視点

- 出来高に応じて受益権の内容を確定することとなるので、月次で、また、元請倒産時に、出来高査定が円滑に行われることが必要。

制度設計の方向性(案)

- 従来の元請の役割はできる限り元請に残すとともに(外部委託による)費用負担を軽減する観点から、通常時の出来高査定は元請が行うこととしてはどうか。
- また、元請倒産時の出来高査定は、あらかじめ信託契約において定めた出来高査定人が行うこととしてはどうか。

例) 弁護士、建築士、民間の出来高査定機関、「地域建設業経営強化融資制度」の実施主体(事業協同組合等) 等

- 出来高査定等に要する費用については、信託財産から優先的に支払われることとしてはどうか。

受益権と元請による支払との関係

【論 点】

- ・ 元請から下請への月次払(立替払)が行われた場合、下請に付与された受益権との関係をどう整理するか。

検討の視点

- 元請による月次払という良い慣行はそのままに。
- 現金・手形等の決済手段に応じて、適切に下請債権の保全を図ることが必要。

制度設計の方向性(案)

- 元請による月次払が引き続き行われるよう、下請への受益権の付与は「支払の担保のため」ととらえることが適切ではないか。
- その上で、現金で元請が月次払を行った場合には、その支払額に相当する受益権が自動的に元請に移転すると構成することができないか。(元下契約の中であらかじめ規定)
- また、手形で元請が月次払を行った場合には、手形が決済されるまでの間は下請は引き続き受益権を保有すると構成することが適切ではないか。(手形を第三者に譲渡した場合も、リコースされる可能性がある。)
- 反社会的勢力の介入を防ぐ観点から、受益権の譲渡を制限することが必要ではないか。善意の第三者に対抗できないとされているが(信託法第93条)、「支払の担保のため」と構成すれば、原債権に対して弁済することにより反社会的勢力からの請求を受けることはないのではないか 9

信託財産の分別管理方法(自己信託の場合)

【論 点】

- ・ 自己信託の場合、信託財産と固有財産を分別管理するためにどのような措置が必要か。

検討の視点

- 信託法上、帳簿等を作成して計算を明らかにすることが必要だが(信託法第37条)、元請倒産時に、元請に対する他の債権者に対抗する手段として十分か。
- 元請にとって過大な事務負担とならないよう配慮することが必要。

制度設計の方向性(案)

- 帳簿等を作成して区分経理することに加えて、少なくとも固有財産とは別の銀行口座で管理することが必要ではないか。一方で、工事ごとに帳簿が作成されることを踏まえれば、工事ごとに別の口座で管理することまでは不要ではないか。
- 反対債権(建設企業への貸付債権)を有する金融機関が信託財産と貸付債権との相殺を主張する可能性があるが、元請はどこまでの措置を講じておくことが必要か。

例)①口座の名称を「〇〇信託口」としておく

②金融機関に対して口座設定時に信託財産であることを文書にて説明(公正証書の写しを提出) 等

信託財産の分別管理義務の担保方法(自己信託の場合)

【論 点】

- ・ 分別管理義務の履行を担保する手段として、どのような措置を用意することが必要か。

検討の視点

○ 信託法に以下の規定が存在。

i) 下請(受益者)の元請(受託者)に対する帳簿閲覧請求権(信託法第38条)

ii) 悪意・重過失の元請(受託者)の役員^等の連帯責任(損失填補責任)(信託法第41条) 等

制度設計の方向性(案)

○ 元請に対して、下請企業への事前説明(受益者の権利等)を求めることとしてはどうか。

○ 公共工事の元請の倒産の多くは再生型であることから、ii)元請(受託者)の役員^等の連帯責任が有効に機能するのではないか。

〔 ○ これに加えて、分別管理義務に違反した場合の行政側の対応についても検討。 〕

受益者代理人

【論 点】

- ・ 信託契約の変更等に関する下請間の利害を調整し、元請倒産時には信託財産の分配を行う者が必要ではないか。

検討の視点

- 受益者の権限は信託財産の分配請求権に限定し、他の権限(信託契約変更の同意等)は代理人(信託法第138条)が一元的に行使する形とするのが現実的との指摘あり。

制度設計の方向性(案)

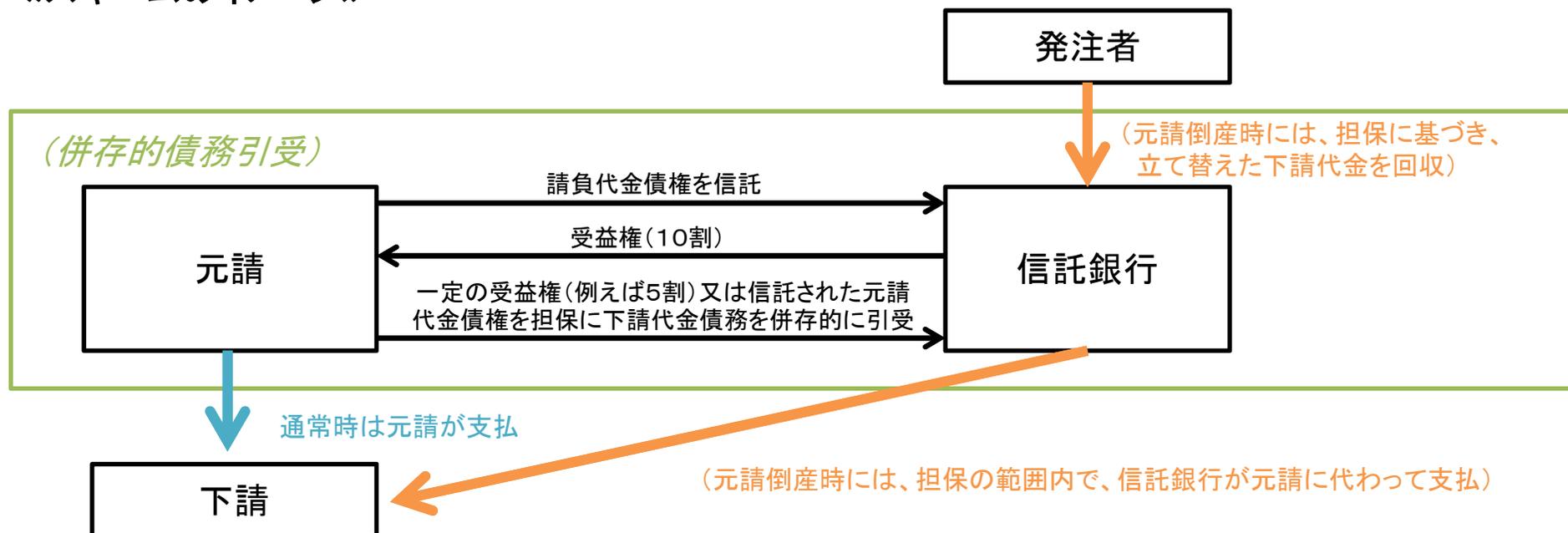
- 信託行為において、例えば弁護士などを受益者代理人として定めることを求めているかどうか。
- 受益者代理人は、受託者から事務を受託して出来高査定等を行う者と兼務することが可能か。

信託銀行を活用する場合の下請債権保全スキームの別案(債務引受方式)

《スキームのポイント》

- 元請は請負代金債権を信託銀行に信託し、信託銀行は一定の受益権又は信託された請負代金債権を担保に、下請代金債務を引き受け(併存的債務引受)
- 通常時は元請が下請に支払い、元請倒産時には信託銀行が元請に代わって支払い
- 信託銀行が支払った場合には、担保とした受益権又は請負代金債権に基づき、発注者から下請代金弁済費用を回収(残余財産は元請に返還)

《スキームのイメージ》



《メリット》

- 元請下請間で受益権の付与・返還といった複雑な手続きがなく、わかりやすい。現在の支払慣行を生かした下請債権の保全を図ることが可能。

支払いボンド導入の論点(メモ)

1. 貸倒れ額の増大を抑える制度インフラの整備

- ・書面による契約の徹底
- ・出来高に応じた支払いの促進
- ・紛争解決手段
- ・ダンピングの防止等

2. ボンド引受機関のリスクを分散する仕組みの構築

- ① 損保等の審査機能を補完する新たな主体の育成
- ② 事故時のリスク分散のための公的な再保険システムの創設